

## 錦江町農業委員会 3 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 4 年 3 月 2 8 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 会長   | 1 番   | 宿利原 勝吉 |
| 会長代理 | 2 番   | 鈴 一磨   |
| 委員   | 3 番   | 徳永 哲朗  |
| 委員   | 4 番   | 毛下 利美  |
| 委員   | 5 番   | 鳥越 秀一  |
| 委員   | 6 番   | 元丸 敏朗  |
| 委員   | 7 番   | 寺田 郁哉  |
| 委員   | 8 番   | 貫見 和洋  |
| 委員   | 9 番   | 内菌 雄治  |
| 委員   | 1 0 番 | 鍋 康博   |
| 委員   | 1 1 番 | 本釜 好子  |
| 委員   | 1 2 番 | 宿利原 進  |
| 委員   | 1 3 番 | 安水 純一  |
| 委員   | 1 4 番 | 坂元 博美  |

|             |        |
|-------------|--------|
| 農地利用最適化推進委員 | 内菌 政文  |
| 農地利用最適化推進委員 | 山中 徹   |
| 農地利用最適化推進委員 | 水流 佳文  |
| 農地利用最適化推進委員 | 竹原 政洋  |
| 農地利用最適化推進委員 | 畠中 正秋  |
| 農地利用最適化推進委員 | 折小野 道男 |
| 農地利用最適化推進委員 | 横原 利己  |
| 農地利用最適化推進委員 | 弓指 義洋  |

○ 欠席

農業委員 宿利原（勝）委員

推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅・書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

|       |   |
|-------|---|
| ○事務局長 | 只今から令和4年3月の定例総会を始めます。姿勢を正してください。一同礼。憲章朗読を8番の貫見委員にお願いいたします。  |
| ○寺田委員 | 憲章朗読  |
| ○事務局長 | ありがとうございました。では、代理の挨拶をお願いいたします。  |
| ○議長   | 皆さんこんにちは。ご苦労さまでございます。ただいまより令和4年3月の錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、宿利原会長から欠席の申出が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。また、円滑な議事孫皓にご協力下しますようよろしくお願い申し上げます。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名員に14番、坂元委員と3番、徳永委員を指名いたしますのでよろしくお願い申し上げます。次に「会務報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いいたします。 |
| ○事務局長 | では会務報告をいたします。資料は1ページをご覧いただきたいと思います。まず2日ですが、県農業委員会事務局長等会議に私が出席いたしました。続いて3日が議会初日、7日が予算特別委員会、17日が議会一般質問、18日が議会最終日でありました。続いて24日に錦江町技連会がございました。続いて25日には県農業会議101回通常総会が開催され、宿利原会長が表彰を受けました。最後に28日、農業委員会3月定例会、本日でございます。会務報告は以上です。   |
| ○議長   | ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。   |
| ○委員   | 無し  |
| ○議長   | 無いようですので以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第41号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りいたします。この議案は資料のとおり55筆の審議となっており、また公平な審議とするため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから7回に分けて審議したいと思います。ご意義ありませんか。  |
| ○委員   | 異議無し  |
| ○議長   | 「異議無し」と認めます。それでは762番から764番について審議しますので事務局の説明をお願いします。   |
| ○事務局長 | 受付番号762番、貸し人が〇〇さん、大阪府です。申請地はお目通し願ひまして、貸付が令和4年3月29日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。次に763番、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方です。申請地はお目通し願ひまして、貸付けが令和4年3月29日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さんです。次に764番、貸し人が〇〇さん、上ノ宇都の方です。申請地はお目通し願ひまして、貸付けが令和4年4月1日から令和9年12月14日まで、小作料金〇〇円、借                       |

|       |   |
|-------|---|
|       | り人は〇〇さんです。説明は以上です。  |
| ○議長   | 次に、762 番については私が報告いたします。<br>借り人の〇〇さんは地元のリーダー的な存在であり、きれいな耕作をされる若者であり何ら問題はないかと思えます。<br>次に、763 番について、毛下委員の報告をお願いいたします。  |
| ○毛下委員 | この件につきましては、借り手を見つけておりましたが、隣接地を〇〇さんが耕作されていたため相談したところ話がまとまった次第です。担い手としての後継者もいらっしゃることもあり何ら問題ないと思えます。   |
| ○議長   | 次に、764 番について、鳥越委員の報告をお願いいたします。  |
| ○鳥越委員 | 借り人の〇〇さんは後継者のいる地域の担い手であることから何の問題もないと思えます。審議のほどよろしくをお願いします。  |
| ○議長   | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。   |
| ○委員   | 無し  |
| ○議長   | 質疑なしと認め採決いたします。762 番から 764 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員   | 無し  |
| ○議長   | 異議なしと認めます。したがって 762 番から 764 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に 765 番から 770 番について審議しますので、事務局の説明をお願いします。  |
| ○事務局長 | まず 765 番ですが、貸し人が〇〇さん、大橋上の方です。申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、瀬戸山自治会です。続いて 766 番、貸し人が〇〇さん、大橋上自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、瀬戸山自治会です。続いて 767 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会です。申請地はお目通し願います。貸付けは令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。次に、768 番から 770 番、貸し人が〇〇さん、桜原自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、桜原自治会です。説明は以上です。 |
| ○議長   | では 766 番と 767 番について寺田委員の報告をお願いします。  |
| ○寺田委員 | 報告いたします。借り人の〇〇さんは後継者のいる地域の担い手であります。農地の管理もよく何ら問題ないと思えます。   |
| ○議長   | 次に 767 番について貫見委員の報告をお願いします。   |
| ○貫見委員 | この案件は継続案件であり、借り人の〇〇さんは先ほど報告があったようにしっかりとした担い手でありますので何ら問題はないと思えます。  |
| ○議長   | 次に 768 番から 770 番について水流推進委員の報告をお願いします。   |

|             |   |
|-------------|---|
| ○水流推進<br>委員 | 報告いたします。この案件は借り手を探していた農地ですが、隣接地を交錯されている〇〇さんに話をしたところ、快く引き受けていただきました。〇〇さんは畜産を営んでおられ、飼料畑としてしっかりとした管理をされるものと思いますので、何ら問題はないと思います。  |
| ○議長         | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。   |
| ○委員         | 無し  |
| ○議長         | 「質疑無し」と認め採決いたします。お諮りします。765番から770番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員         | 異議無し  |
| ○議長         | 異議なしと認めます。したがって765番から770番については原案のとおり許可することに決定しました。次に771番から789番について審議しますので、事務局の説明をお願いします。  |
| ○事務局        | 771番から772番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市です。申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、川北自治会です。続いて773番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。続いて774番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。続いて775番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。続いて776番から777番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん笹原自治会です。次に778番から780番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料金〇〇のみ、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。次に781番から782番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして貸付が令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料〇〇円、借り人は〇〇さん、笹原自治会です。次に783番から784番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付が令和4年4月1日から令和8年12月14日まで、小作料は粃〇〇俵、借り人は〇〇さん、鹿屋市です。次に785番から788番、貸し人が〇〇さん、始良市、申請地はお目通し願いまして、貸付が令和4年3月29日から令和8年12月14日まで、小作料は粃〇〇俵、借り人は〇〇さん、鹿屋市です。789番、貸し人が〇〇さん、京町自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付が令和4年3月29日から令和9年12月14日まで、小作料は粃〇〇俵、借り人は〇〇さん、半下石自治会です。説明は以上です。 |

|         |   |
|---------|---|
| ○議長     | 次に 771 番から 789 番について畠中推進委員の報告をお願いいたします。   |
| ○畠中推進委員 | はい、報告をいたします。受付番号 771 番から 772 番の借り人の〇〇さんは、甘藷・野菜を主に耕作されており、また圃場もきれいに管理されている方ありますので何ら問題はないかと思えます。773 番から 782 番の借り人の〇〇さんは地域の中でも若手の中心的な存在であり、圃場もその周りもきれいに管理されている方ですので何ら問題はないかと思えます。783 番から 788 番の借り人の〇〇さんは、現在鹿屋に居住されておりますが、4 月からは帰郷され本格的に農業をされるということで、非常に意欲のある方でもあります。789 番の借り人の〇〇さんは地域の農業のリーダー的な存在でもあり、何ら問題はないかと思えます。報告は以上です。             |
| ○議長     | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。   |
| ○委員     | 無し  |
| ○議長     | 質疑なしと認め採決します。771 番から 789 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。  |
| ○委員     | 異議なし。   |
| ○議長     | 異議なしと認めます。したがって 771 番から 789 番については原案のとおり決定しました。次に 790 番から 797 番について審議しますので、事務局の説明をお願いします。   |
| ○事務局長   | 790 番から 793 番ですが、貸し人が〇〇さん盤山自治会、申請地はお目通し願ひまして、貸付けが令和 4 年 3 月 28 日から令和 13 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さんです。794 番から 796 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会、申請地はお目通し願ひまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人が〇〇さん、鶴園自治会です。続いて 797 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会、申請地はお目通し願ひまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金〇〇円、借り人は〇〇さん、鶴園自治会です。説明は以上です。 |
| ○議長     | 次に、790 番から 793 番について坂元委員の報告をお願いいたします。   |
| ○坂元委員   | 報告をいたします。この案件は農業者年金の経営移譲に関する件でございます。特に問題はないかと思えます。  |
| ○議長     | 次に、794 番から 796 番について弓指推進委員の報告をお願いいたします。   |
| ○弓指推進委員 | 794 番から 797 番については、以前の借り人の方が高齢になり耕作できないとのことで、次の耕作者として隣接地の耕作者である〇〇さんに話をしたところ引き受けていただいたところです。圃場もその周囲もきれいに管理される方ありますので何ら問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。   |
| ○議長     | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。  |
| ○委員     | 無し  |

|         |   |
|---------|---|
| ○議長     | 質疑なしと認め採決いたします。790 番から 797 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員     | 異議無し  |
| ○議長     | 異議なしと認めます。したがいまして 790 番から 797 番については原案のとおり決定しました。次に 798 番から 799 番について審議しますが、公平な審議とするため○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。                       |
| ○事務局長   | 798 番から 799 番ですが、貸し人が○○さん、鶴園自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 13 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、鶴園自治会です。説明は以上です。                     |
| ○議長     | 次に、貫見委員の報告をお願いいたします。  |
| ○貫見委員   | はい、報告いたします。798 番から 799 番ですが、貸し人の○○さんが耕作されておりましたが、高齢により規模縮小を望んでおられ、隣接地で耕作されている○○さんに任せたいとのことでありました。○○さんは○○委員でもあり、錦江町の要件も満たしておりますので何ら問題はないと思います。 |
| ○議長     | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。  |
| ○委員     | なし。   |
| ○議長     | 質疑なしと認め採決します。798 番から 799 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員     | 異議無し  |
| ○議長     | 異議なしと認めます。したがいまして 798 番から 799 番については原案のとおり決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に 800 番について審議しますが、公平な審議とするため、○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。              |
| ○事務局長   | 800 番、貸し人が○○さん、佐賀県、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 29 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は○○円、借り人は○○さん、平石自治会です。説明は以上です。                                   |
| ○議長     | 次に弓指推進委員の報告をお願いいたします。   |
| ○弓指推進委員 | 800 番について説明します。○○さんは○○委員でもあり、錦江町の要件を満たしておりますので何ら問題はないかと思えます。  |
| ○議長     | 事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。   |
| ○委員     | 無し  |
| ○議長     | 質疑なしと認め採決します。800 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。   |
| ○委員     | 異議無し  |
| ○議長     | 異議なしと認めます。したがいまして 800 番については原案のとおり決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。次に 801 番から 816 番について審  |

|       |  |
|-------|--|
|       | 議しますので事務局の説明をお願いいたします。   |
| ○事務局長 | 以降は中間管理事業の件です。再配分の予定者はA 3の紙がお配りしてあると思いますので、そちらもご覧になりながら説明をお聞きいただければと思います。まず 801 番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請地お目通し願います。貸付けは令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円です。802 番から 805、貸し人が〇〇さん、鹿屋市、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金は〇〇k g。806 番、貸し人が〇〇さん、錦公園、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円。807 番、貸し人が〇〇さん、鹿児島市、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円。808 番から 809 番、貸し人が〇〇さん、上柴立自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円と〇〇円。810 番から 811 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円ずつ。続いて 812 番、貸し人が〇〇さん、辺志切自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円。次に 813 番、貸し人が〇〇さん、表木自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円。最後に 814 番から 816 番、貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会、申請地はお目通し願いまして、貸付けが令和 4 年 3 月 31 日から令和 14 年 3 月 30 日まで、小作料金〇〇円となっております。説明は以上です。 |
| ○議長   | 事務局の説明がありました。質疑はありますか。   |
| ○委員   | 無し   |
| ○議長   | 「質疑無し」と認め採決いたします。801 番から 816 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。  |
| ○委員   | 異議無し   |
| ○会長   | 異議なしと認めます。したがって 801 番から 816 番については原案のとおり決定しました。以上で令和 4 年 3 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の審議を終了いたします。   |

錦江町農業委員会会議規則第 2 3 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

番



番

議事録調整者